

# 令和6年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

## 説明資料

### 《議案補充説明》 ※12月11日に審査済み

#### 1. 【議案第157号】

三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について	1
-----------------------------	---

### 《所管事項説明》 ※項目1～8は12月11日に調査済み

1 「三重県子ども条例」の改正について	8
2 「三重県子ども計画（仮称）」（中間案）について	10
3 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（中間案）について	14
4 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）について	22
5 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（中間案）について	25
6 「三重県社会的養育推進計画（I期）」（中間案）について	30
7 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（中間案）について	36
8 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	41
9 「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）について	43
10 「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）について	47
11 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について	51
12 各種審議会等の審議状況の報告について	57

### 《別冊》 ※別冊1～8は12月13日に調査済み

<del>（別冊1）「三重県子ども条例」の改正について提出資料</del>	
<del>（別冊2）「三重県子ども計画（仮称）」（中間案）</del>	
<del>（別冊3）「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（中間案）</del>	
<del>（別冊4）「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）</del>	
<del>（別冊5）「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（中間案）</del>	
<del>（別冊6）「三重県社会的養育推進計画（I期）」（中間案）</del>	
<del>（別冊7）「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（中間案）</del>	
<del>（別冊8）令和六年内閣府令第二十七号「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」</del>	

- ・（別冊9）「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）
- ・（別冊10）「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）
- ・（別冊11）「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）

令和6年12月13日

~~令和6年12月11日~~

子ども・福祉部

## 9 「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）について

### 1 地域福祉支援計画の目的

「三重県地域福祉支援計画」は、社会福祉法に定める「都道府県地域福祉支援計画」として策定しており、広域自治体としての観点から、市町における包括的な支援体制の整備に対する支援など、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、市町の地域福祉が推進されるよう支援していくものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、新たな計画を策定することとし、このたび、別冊9のとおり中間案を取りまとめました。

### 2 計画のポイント

#### (1) 計画の基本理念

人口減少が進み、単身世帯が増加し、地縁・血縁による助け合い機能が低下している中、複雑化・複合化している福祉ニーズに対応していくため、第一期計画に引き続き、「みんな広く包み込む地域社会 三重」を基本理念に掲げ、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

なお、本計画に基づき、施策を推進するにあたり、そのすべての取組の基礎として、共通に位置付けられる原則を次のとおり定めます。

- ① 自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 本人に寄り添った支援
- ③ 地域づくりに向けた取組の推進
- ④ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

#### (2) 地域における包括的な支援体制の整備

現在、県内の多機関協働による包括的な相談支援体制の整備市町数は14市町となり、それぞれの市町が、地域の実情に応じた体制を整備し、さまざまな課題を抱える当事者に寄り添った支援を進めています。引き続き、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制が県内に広がるよう、市町のニーズを丁寧に把握し、支援していきます。

### 3 中間案の概要

#### 第1章 計画策定の基本的な考え方

##### (1) 計画の位置づけと他計画との関係（別冊9 P1～2）

さまざまな生活課題に関係する各分野の計画による施策が相互に連携を図り、総合的な取組を機能させるための計画として、この地域福祉支援計画を位置づけ、横断的に施策を推進していきます。

(2) 計画期間（別冊9 P2）

令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口・世帯の状況（別冊9 P3～5）

(2) 支援を必要とする人等の状況（別冊9 P6～29）

要介護（支援）者数、認知症高齢者数、高齢者虐待相談・通報件数  
障がい者数、障がい者虐待相談・通報件数

ひとり親家庭世帯数、子どもの貧困率、児童虐待相談対応件数 など

(3) 地域福祉を支える人や地域資源等の状況（別冊9 P30～37）

民生委員・児童委員数、ボランティア数、介護人材需給推計 など

(4) 第一期計画期間中の主な法改正（別冊9 P38）

重層的支援体制整備事業の創設、孤独・孤立対策推進法の施行、ヤングケア  
ラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の  
改正、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

(5) 第一期計画における取組成果と課題（別冊9 P39～44）

① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

多機関協働による包括的相談支援体制を整備した市町数が14市町となる一方  
で、主に小規模自治体において整備が進んでいません。

また、包括的な支援体制の整備に関することなどを定める地域福祉計画の策定  
市町数は18市町であり、第一期計画策定時から増加していません。

県内に包括的な支援体制を広げていくために、市町のニーズを丁寧に把握し、  
支援していく必要があります。

② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、  
普段の暮らしを続けられるよう、介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実  
を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を推進しました。

さまざまな生きづらさを抱える人は、自らSOSを発することが難しい場合も  
多いため、アウトリーチ（訪問型）支援等の本人に寄り添った支援に取り組む必  
要があります。

③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

高齢化の進展により、福祉サービスへの需要は今後も拡大することが見込まれ、  
生産年齢人口が減少する中で、福祉人材においても労働力不足の状態が続くと予  
想されることから、引き続き、福祉人材の新規参入及び定着促進に向けて取り組  
む必要があります。

### 第3章 計画の基本理念と施策体系 (別冊9 P45~48)

第一期計画の基本理念や施策体系の基本的な部分は継承しつつ、地域住民に最も身近な市町における地域福祉の取組への支援に留意し施策体系を定めます。

- ① 地域における支え合い体制 (～包括的支援体制の整備～)
- ② 暮らしを支える取組の推進 (～日常の暮らしの継続～)
- ③ 地域福祉を支える基盤整備 (～福祉サービスの充実～)

### 第4章 施策展開

第2章で示した地域福祉を取り巻く状況をふまえ、第3章で示した理念のもと、施策を展開していきます。それぞれの施策体系における主な施策方向は、次のとおりです。

#### (1) 地域における支え合い体制(～包括的支援体制の整備～)(別冊9 P49~56)

地域共生社会の実現に向けて、「包括的な相談支援体制の整備」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していきます。

主な取組として、整備が進んでいない市町に対して、研修会の開催による職員の専門性の確保に加え、市町の実情に応じた個別、具体的な支援を行います。既に整備が進んでいる市町に対しては、運用面で抱えている課題に応じた支援を行います。

また、働く場や参加する場の創出に向けた取組を充実してくために、福祉の領域を超えた地域づくりを検討、推進していきます。

#### (2) 暮らしを支える取組の推進 (～日常の暮らしの継続～) (別冊9 P57~67)

各分野において、それぞれの計画等に基づき、取組の充実を図るとともに、属性や世代といった「制度の枠組みにあてはめられた支援」とならないよう、「本人の意思決定を支援」するとともに、「本人に寄り添った支援」を進めます。

また、昨今、問題が表面化している「ヤングケアラー」や「困難な問題を抱える女性」への支援が適切に実施できるよう取組を推進します。

#### (3) 地域福祉を支える基盤整備 (～福祉サービスの充実～) (別冊9 P68~72)

包括的な支援体制を整備し、普段の暮らしを継続していけるよう支援していくために、公的支援をはじめとする各種サービスの充実に取り組みます。

地域福祉を支える人材の養成・安定的確保について、「三重県人材確保対策推進方針(仮称)」に基づいた取組を推進していきます。

福祉現場の環境整備や質の向上に加え、事務作業の効率化も含めたデジタル技術の活用を促進します。

## 第5章 計画に係る評価指標と推進体制（別冊9 P73）

本計画は、個別計画と一体的に策定するものであることから、個別計画で指標を策定するものは、個別計画で進捗管理を行うものとし、本計画の基本理念等をふまえ、包括的な支援体制が県内に広がるよう次のとおり評価指標を設定します。

指標	現状値	令和11年度 目標値
多機関協働による包括的相談 支援体制整備市町数	14市町	29市町 (令和8年度)※1
地域福祉計画策定市町数	18市町	29市町
包括的な支援体制の整備に向 けた後方支援実施市町数※2	—	29市町 (累計値)

※1 みえ元気プランKPI

※2 計画期間中に、県が研修等を通じ、相談支援包括化推進員の養成や包括的な支援体制の整備の支援などを行った市町数

計画の推進にあたっては、学識経験者や市町代表、県・市町社協、関係団体で構成する「三重県地域福祉推進会議」において、評価指標の達成状況や個別計画の進捗状況等をふまえ、定期的に評価・検証し、着実な推進を図ります。

### 参考資料 事例集（最終案で追加予定）

市町、市町社協、関係団体等が取り組まれている好事例について掲載し、他市町等へ共有することで、県内の地域福祉の一層の推進につなげます。

## 4 今後の予定

- 令和6年 12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
- 令和7年 2月 第3回地域福祉支援会議（最終案の説明）
- 3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）  
計画の策定

## 10 「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）について

### 1 再犯防止推進計画の目的

「三重県再犯防止推進計画」は「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」で、国の再犯防止推進計画を勘案して、県における再犯の防止等に関する施策の推進について定めるものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、新たな計画を策定することとし、このたび、別冊10のとおり中間案を取りまとめました。

### 2 計画のポイント

第一期計画では、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していくことをめざしてきました。こうした理念は、継承しつつ、犯罪や非行に至った者等と地域社会とのつながりが途切れることのない伴走する支援をより一層推進するため、基本理念を「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」と変更します。

### 3 中間案の概要

#### 第1章 計画の概要

##### 1 計画改定の趣旨

##### (1) 第一期計画に基づく取組の検証（別冊10 P1～2）

第一期計画では、「①就労・住居の確保等」「②保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「③学校等と連携した修学支援の実施等」「④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等および犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」「⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」の5つの項目について、重点課題として掲げ、取組を進めてきました。

第一期計画の目標値は、令和6年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数を平成30年の1,010人と比較して20%減少(808人)することとしていました。

令和5年の再犯者数は864人となり、再犯者率は40.8%であり、平成30年の45.7%と比較して4.9ポイント減少している状況です。

第一期計画の目標は達成しておらず、県の再犯者率は減少傾向にあるものの、4割を上回っていることから、安全・安心な社会を実現するため、引き続き再犯防止の取組を推進していく必要があります。

また、支援に携わる関係機関等からは、一人ひとりが抱える課題は異なり、複雑化、複合化していることが指摘されており、包括的な支援体制の整備や犯罪に至った者一人ひとりに寄り添った息の長い支援が求められています。

(2) 国の第二次再犯防止推進計画の概要（別冊10 P2～3）

国の第二次再犯防止推進計画では、「地域による包摂の推進」を新たに重点課題として設け、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを掲げています。

2 計画期間（別冊10 P5）

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の重点課題（別冊10 P4～5）

第二期計画では、第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画をふまえ、重点課題を次のとおり位置づけるものとします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 就労・住居の確保</li><li>(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進</li><li>(3) 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施</li><li>(4) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施</li><li>(5) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組</li><li>(6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進</li><li>(7) 国・市町・民間協力者等との連携強化</li></ul> |
|---|

第2章 三重県の再犯防止を取り巻く現状（別冊10 P7～14）

三重県の再犯防止を取り巻く現状を考察するにあたり、使用しているデータは以下のとおりです。

- (1) 矯正施設における入所者等の状況
- (2) 就労・住居に関する状況
- (3) 刑法犯検挙者数（犯行時年齢層別）
- (4) 福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
- (5) 三重県地域生活定着支援センターの支援状況（コーディネート業務）
- (6) 県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合
- (7) 県内保護司数および保護司充足率

第3章 施策の展開

「第3章 施策の展開」では、第2章におけるデータをふまえた「現状と課題」とそれに伴う「具体的施策」についてそれぞれの重点課題において示しています。

また、「具体的施策」については、県の取組とあわせて国及び民間協力者等の取組を記載し、刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組を示します。

なお、以下には、県が行う主な取組を記載します。

(1) 就労・住居の確保 (別冊 10 P15~21)

① 就労の確保

- ・ 保護観察終了後の就労、職場定着支援の検討・実施

② 住居の確保

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進
- ・ 職親プロジェクト三重支部等と連携した住み込みで働くことができる雇用主の確保に向けた取組

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (別冊 10 P22~27)

① 高齢者または障がい者等への支援等

- ・ 被疑者、被告人及び刑務所出所者等への福祉利用サービス支援
- ・ 国関係機関との事前調整及び困難事例の共有

② 薬物依存を抱える者への支援等

- ・ 薬物事犯者も含めた薬物依存者への治療や社会復帰への支援
- ・ 薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養

(3) 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施 (別冊 10 P28~33)

- ・ 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に少年を加担させないための非行防止教室の開催
- ・ スクールソーシャルワーカーと福祉等関係機関が連携した児童・生徒支援
- ・ 高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実
- ・ 学校と保護司や保護観察所等の連携した立ち直り支援
- ・ 課題を抱える少年院退所者の児童福祉、障がい者福祉、保護観察所等と連携した帰住先確保や福祉支援
- ・ 「学び直し支援事業」の実施

(4) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施(別冊 10 P34~40)

- ・ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等
- ・ 依存症を抱え、犯罪に至った者への相談支援
- ・ 暴力団からの離脱支援、離脱者に対する社会復帰支援

(5) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組 (別冊 10 P41)

- ・ 矯正施設等での研修会の開催

(6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 (別冊 10 P42~44)

- ・ 保護司や更生保護ボランティアの確保に係る取組
- ・ 「社会を明るくする運動」など更生保護への理解を深めるための取組

(7) 国・市町・民間協力者等との連携強化（別冊10 P45～47）

- ・ 県地域生活定着推進センターの福祉的支援を通じた市町や福祉関係機関との連携、地域での処遇検討会等の参加
- ・ 地域における再犯防止の取組の推進を目的とした市町職員研修の実施
- ・ 市町の包括的な支援体制の整備に対する後方支援

第4章 評価指標と計画の推進体制（別冊10 P47）

(1) 評価指標

計画を実行性のあるものにするため、以下のとおり評価指標を設定し、進捗管理を行います。

【評価指標】 令和11年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合

【目標値】 40%未満とする。

【参考指標】 令和5年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合 40.8%

(2) 推進体制

計画の推進にあたっては、刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成する「三重県再犯防止推進会議」において、計画の推進状況を定期的に評価・検証し、成果や課題についての情報共有、意見交換を行い、取組の効果的な実施を図ります。

4 今後の予定

令和6年 12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

令和7年 2月 第3回再犯防止推進会議（最終案の説明）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）

計画の策定

## 11 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について

### 1 第二期三重県ひきこもり支援推進計画の目的

「三重県ひきこもり支援推進計画」は、福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に特化し、施策の方向性などを明らかにしたものです。

令和4年3月に策定した第一期計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」を策定することとし、このたび、別冊11のとおり中間案を取りまとめました。

### 2 計画のポイント

#### (1) 実態調査結果をふまえた施策の構築

第二期計画の策定にあたり、県内のひきこもり当事者及びその家族の支援ニーズや、支援機関が抱える課題等を把握するため、令和6年8月から10月にかけてアンケート調査や個別ヒアリングを実施し、その結果もふまえ、現状の課題や今後の施策展開を整理しています。

#### (2) 計画の支援対象者の見直し

国において策定を進めている新たな支援指針「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の考え方をふまえて、第二期計画では、支援対象者を「ひきこもり状態（何らかの生きづらさを抱え、家族を含む他者との交流が限定的または希薄な状態）にある方・その家族」とし、ひきこもり状態の期間等は問わないこととします。

また、支援対象者に「支援者」も加え、ひきこもり当事者等に伴走している支援者自体を支援するという視点から、県の後方支援の充実を図ります。

### 3 中間案の概要

#### 第1章 計画策定の基本的事項

##### (1) 計画の位置づけ（別冊11 P2）

「三重県地域福祉支援計画」における「みんな広く包みこむ地域社会 三重」という考え方をふまえつつ、未来のあるべき地域福祉社会の姿を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

##### (2) 計画期間（別冊11 P2）

令和7年度から令和11年度までの5年間

## 第2章 ひきこもり支援に係る現状と課題

### (1) 第一期計画の取組状況（別冊11 P3～9）

第一期計画では、①情報発信・普及啓発、②対象者の状況把握・早期対応、③家族支援、④当事者支援、⑤社会参加・活躍支援、⑥多様な担い手の育成・確保の6つを施策展開の柱として掲げ、取組を進めてきました。

### (2) ひきこもりに関する調査から見える現状（別冊11 P9～50）

#### ① 国の調査結果から見えるひきこもりの人数

内閣府が令和4年11月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」により報告された「広義のひきこもり」の出現率に、本県の人口を乗じて算出した「広義のひきこもり」の推計値は、約2万人です。

#### ② 県のひきこもりに関する実態調査結果から見える現状や支援ニーズ

オンラインフォーム等によるアンケート調査（令和6年8月実施）には、ひきこもり当事者（経験者含む）・家族100名の方に回答いただくとともに、支援機関については、158機関から回答がありました。（速報データ）

また、アンケート調査の回答者のうち、同意の得られた当事者・家族11名、支援機関10機関に個別ヒアリング（令和6年9～10月実施）を行いました。

アンケート調査結果の概要は、別紙のとおりです。（個別ヒアリング結果は、別冊11 P41～50）

### (3) ひきこもり支援に係る課題（別冊11 P51）

これまでのひきこもり支援の取組状況や、実態調査の結果等をもとに、以下の5つの項目を現状の課題として整理しました。

- ①ひきこもりについての理解促進 ②支援機関の周知 ③支援や社会資源の充実
- ④広域連携的な視点と包括的な視点を持った支援の推進 ⑤県の後方支援の充実

## 第3章 基本的な考え方（別冊11 P52～53）

第一期計画策定当初に10年先を見据えてイメージした将来のめざす社会像については継承しつつ、5年後の目標（めざす姿）は次のとおり整理しました。

#### ① 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会」

#### ② 5年後の目標（めざす姿）

「ひきこもりは誰にでも起こりうるものであり、ひきこもり状態になったとしても、早期に支援につながるができるよう、安心して訪れることができる居場所等の社会資源を確保することにより、十分な支援体制が整備されています。」

#### 第4章 施策展開と取組方向（別冊11 P54～60）

ひきこもり支援に係る現状や課題等をふまえて、7つの施策展開の柱に整理し、それぞれの柱ごとに取組方向を記載しています。

##### ① 情報発信・普及啓発

ひきこもりについての正しい理解の促進、支援機関の周知促進、支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）

##### ② 家族支援

家族に寄り添った相談支援、家族支援の充実

##### ③ 当事者支援

当事者に寄り添った相談支援、アウトリーチ（訪問型）支援の充実、当事者が交流する場づくり

##### ④ 相談支援体制の充実

支援につながるための窓口の多様化、包括的な支援体制の構築、対象者への早期対応、適切なアセスメント等の推進、教育相談の実施

##### ⑤ 社会参加・活躍支援

社会との接点を持つ機会の提供、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり

##### ⑥ 支援者支援

相談支援、連携体制の充実に向けた支援、不登校児童生徒等を支援する人材の育成、専門性を生かした支援

##### ⑦ 多様な担い手の育成・確保

ひきこもり支援に関わる方等への理解促進

#### 第5章 計画の推進（別冊11 P61～69）

計画に基づく取組の進捗状況を県民の皆さんに見える化し、PDCAのサイクルを適切に回すため、「5年後の目標（めざす姿）」をふまえ、計画に取り組んだ成果をあらわす「計画全体の目標」を次のとおり整理しました。

目標項目	現状値 (5年度)	11年度の 目標値
ひきこもり当事者のための居場所数	45 か所	60 か所
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	80%

#### 4 今後の予定

令和6年 12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

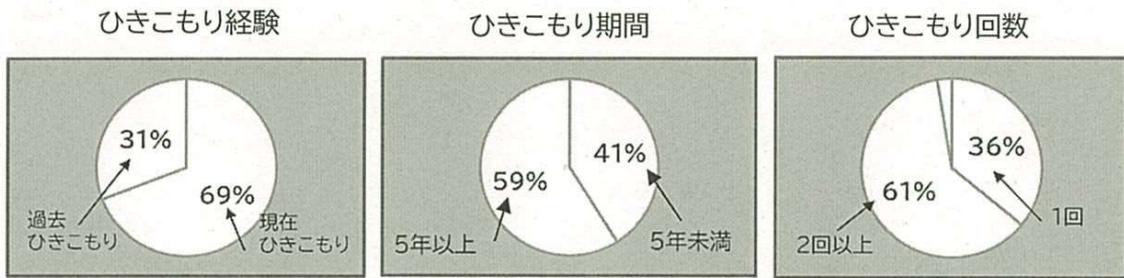
令和7年 2月 三重県ひきこもり支援推進委員会（最終案の説明）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）

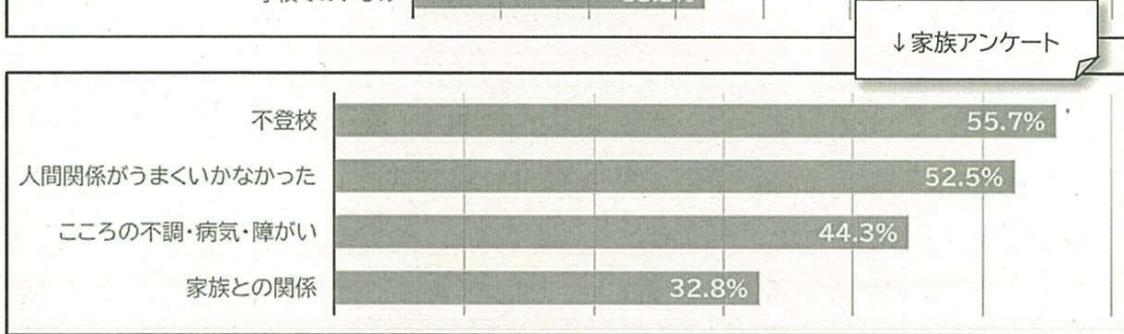
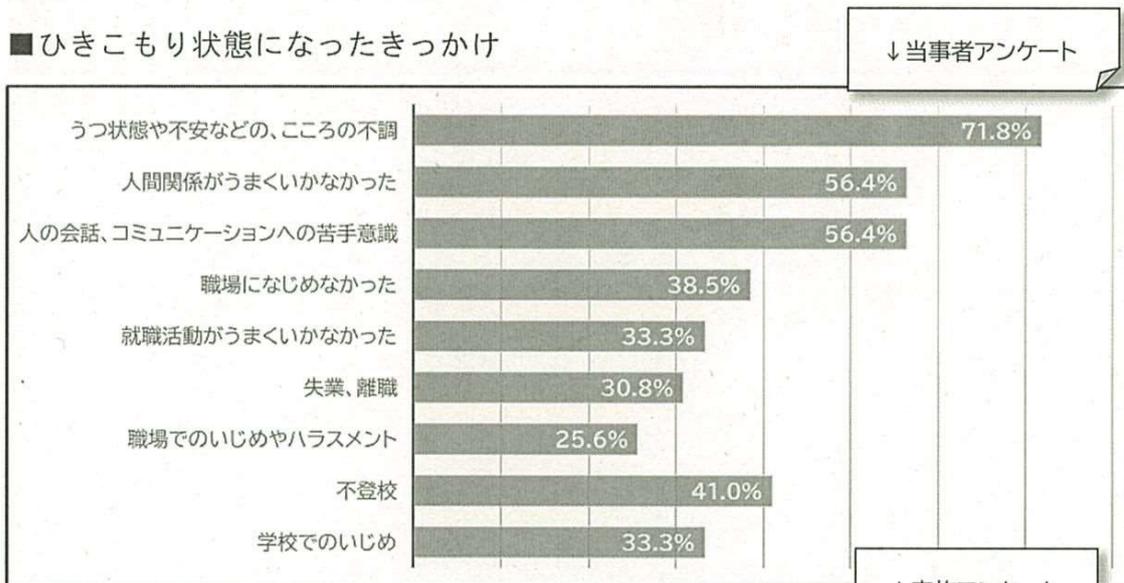
計画の策定

令和6年度実態調査（アンケート調査）結果概要

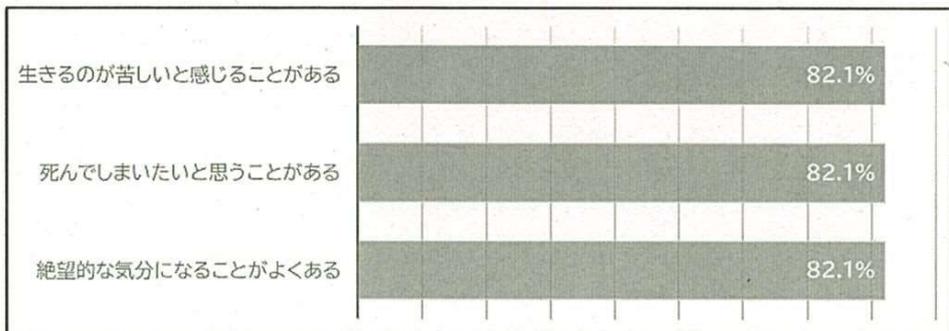
■当事者のひきこもりの状況



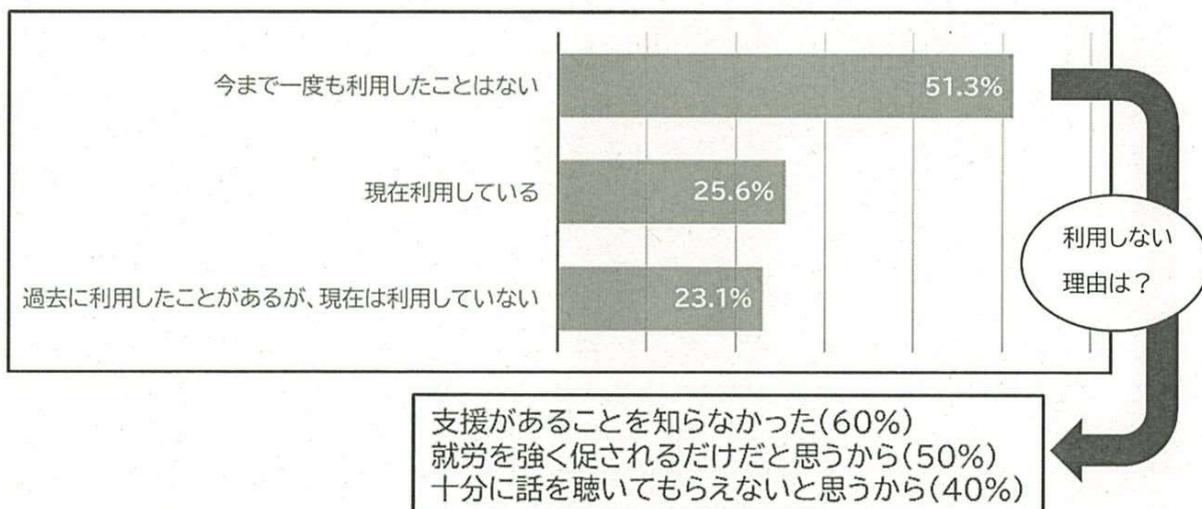
■ひきこもり状態になったきっかけ



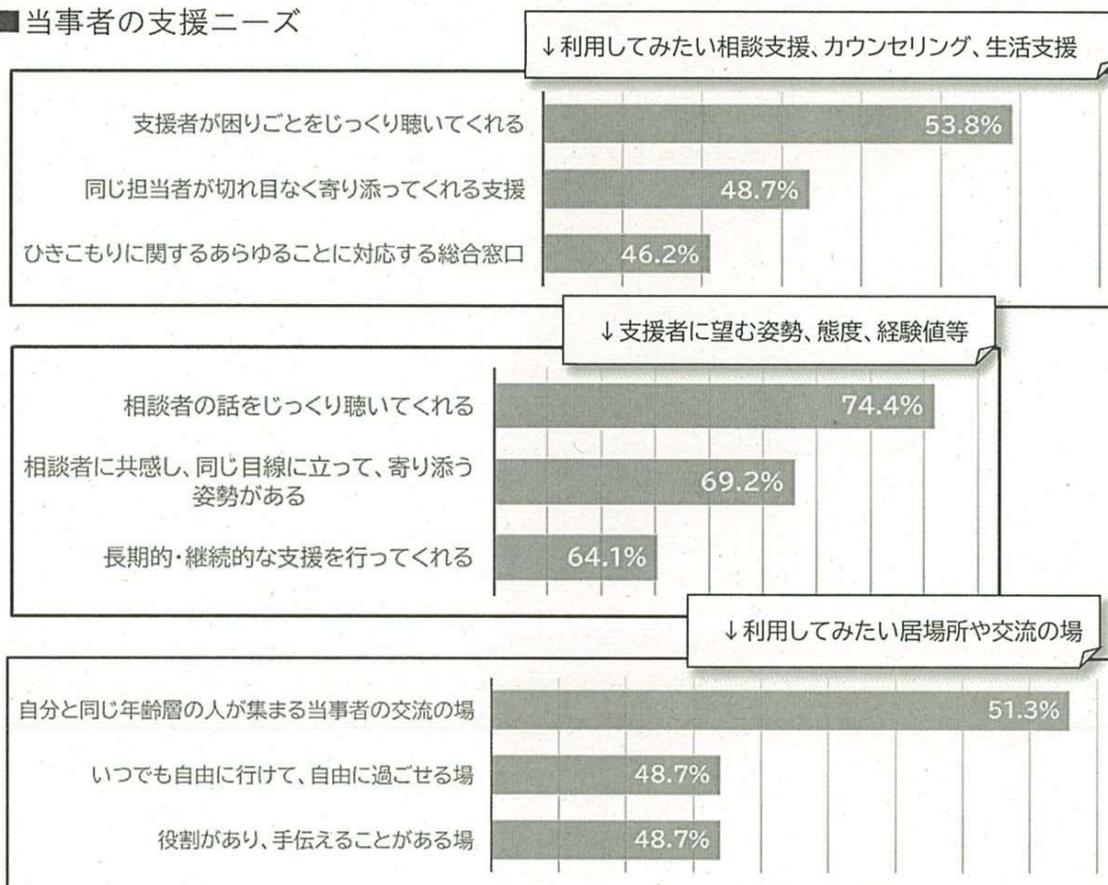
■ひきこもり状態のときの当事者の心情



## ■当事者のひきこもり支援の利用状況

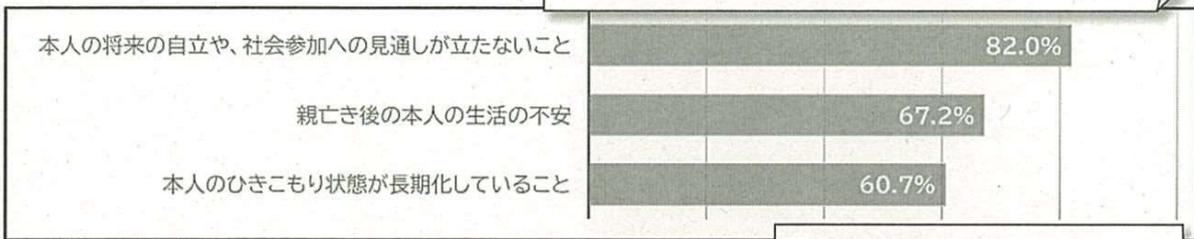


## ■当事者の支援ニーズ

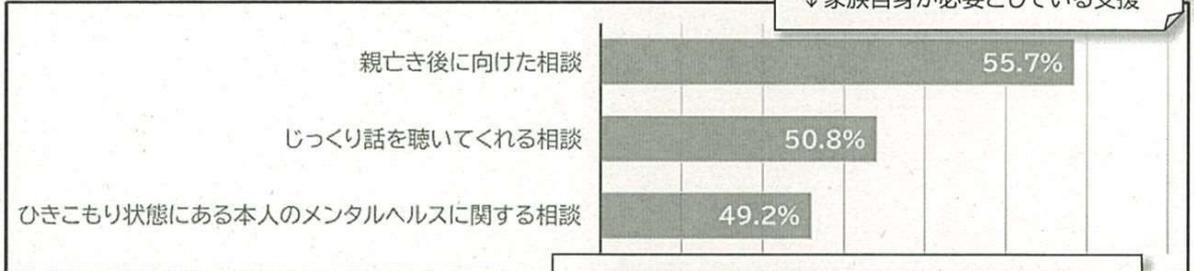


## ■ 家族の支援ニーズ等

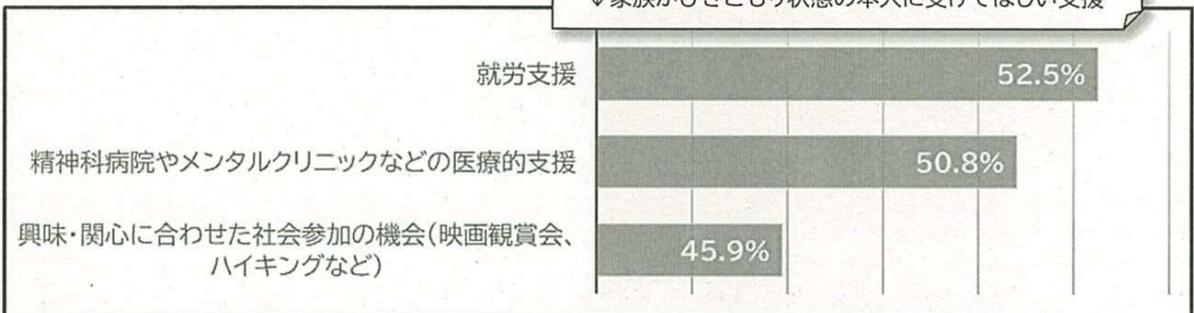
↓ 家族がひきこもり状態の本人に関連して悩んでいること



↓ 家族自身が必要としている支援

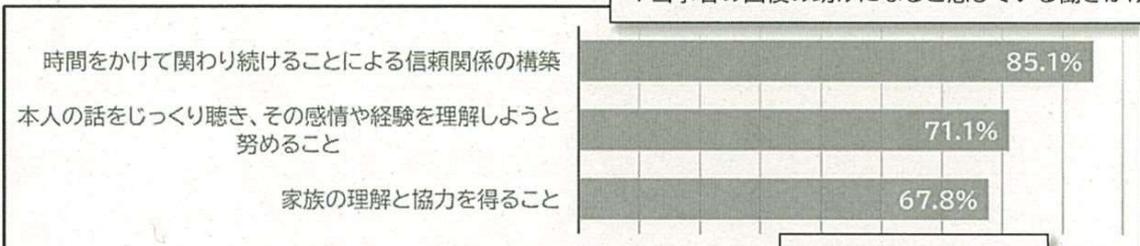


↓ 家族がひきこもり状態の本人に受けてほしい支援

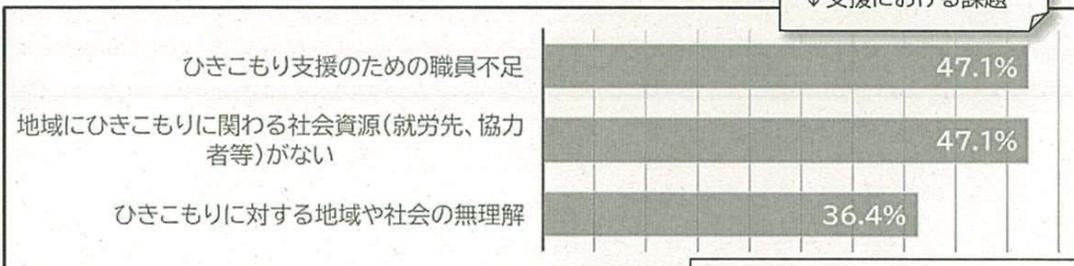


## ■ 支援機関アンケート

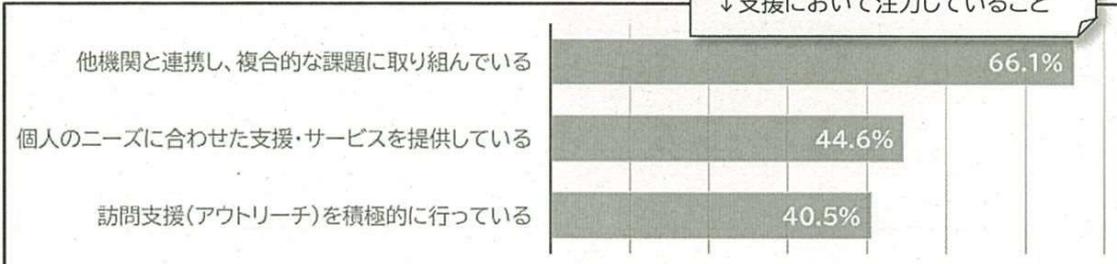
↓ 当事者の回復の助けになると感じている働きかけ



↓ 支援における課題



↓ 支援において注力していること



【所管事項説明】

12 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年9月17日～令和6年11月20日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和6年9月19日
3 委員	会長 松浦 直己 委員 青山 弘忠 他12名
4 諮問事項	1 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」及び「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について 2 「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について 3 「子どもを虐待から守る条例」の改正について 4 「三重県社会的養育推進計画（I期）」の策定について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和6年9月20日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	1 里親の認定について 2 三重県社会的養育推進計画の進捗状況（令和5年度）について 3 三重県社会的養育推進計画の見直しについて
5 調査審議結果	1 里親の認定について審議を行い、養育里親1件、親族里親1件の新規里親認定を行った。 2 社会的養育推進計画の進捗状況を報告し、進捗について意見を聴取した。 3 社会的養育推進計画の見直しについて、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和6年10月2日
3 委員	委員長 武田 誠一 委員 渡邊 功 他3名
4 諮問事項	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、一般社団法人三重県聴覚障害者協会が指定管理者候補者として相応しいとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年10月11日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	被措置児童等虐待事例に関する報告について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年10月15日
3 委員	副部会長 長谷川 正裕 委員 近藤 峰生 他5名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	8名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和6年11月5日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委員 鬼塚 俊明 他4名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒のいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年11月8日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	令和6年11月13日
3 委員	部会長 野村 豊樹 委員 小畑 英慎 他6名
4 諮問事項	「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」の策定について
5 調査審議結果	上記事項について、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和6年11月15日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親4件、養子縁組里親2件、親族里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和6年11月18日
3 委員	会 長 岡本 陽子 委員 土谷 長子 他9名
4 諮問事項	第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
5 調査審議結果	上記事項について、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和6年11月20日
3 委員	副会長 松井 保偉 委員 池田 英治 他7名
4 諮問事項	1 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023-2026）」の実績及び取組について 2 三重おもいやり駐車場利用証制度車いす優先区画の試行の報告について 3 UD啓発イベントの実施報告について 4 その他
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	